

入札・契約制度の概要

平成29年4月17日
規制改革推進室**1. 契約方式****1. 契約方式の種類**

○国の入札・契約は、会計法、予算決算及び会計令（以下「予決令」という）が制度の大枠を規定。

（注）地方公共団体については、地方自治法、地方自治法施行令で、国の制度に倣う形で大枠が規定されている。

○国の契約方式（契約の相手方を選定する方法）は、会計法において以下の3つが定められている。

（注）以下のうち一般競争契約、指名競争契約は、「競争契約」と総称される。

①一般競争契約：国が契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体（国）に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式。

- ・無制限に参加を認めた場合の契約履行の成否への影響に鑑み、一定の基準に従い競争参加者の資格に制限が加えられている。
- ・具体的には、予決令において入札に参加できない者の要件（消極的資格制限）を定めるとともに、経営の規模、経営の状況、技術の質的な事項を定めた要件（積極的資格制限）を定めることができる旨、規定されている。
- ・資格を制定した場合、資格審査、資格者の名簿作成の義務が課される（資格の制定自体は義務ではない）。

②指名競争契約：契約主体（国）が、資力信用その他について適当であると認める特定多数の競争参加者を選び、入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定して締結する契約方式。

- ・会計法は、以下の場合は指名競争に付するものとしている。
 - (i) 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合
 - (ii) 一般競争に付することが不利と認められる場合
- ・加えて、契約に係る予定価格が少額である場合、その他政令で定める場合は、指名競争に付することができる」とされている。
- ・指名競争においては資格の制定、資格審査、名簿の作成は義務となる。
(資格制限は一般競争入札と同様、消極的制限と積極的制限がある)

③随意契約：契約主体（国）が、契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式。

- ・以下の場合、随意契約による。
 - (i) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
 - (ii) 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - (iii) 競争に付することが不利と認められる場合
- ・以下の場合、随意契約によることができる。
 - (i) 契約に係る予定価格が少額である場合
 - (ii) その他政令で定める場合
- ・随意契約には、企画競争、公募のような類型もある。
 - 企画競争：複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた企画書等を提出した者と契約する方式
 - 公 募：特定の設備、技術等が必要な業務について委託する場合、これらの要件、手続を公開して契約参加者を募集し、応募者が一者であった場合、契約する方法

2. 競争契約（一般競争契約、指名競争契約）における「競争」

- 競争契約の締結に際しては、公告（一般競争契約）又は指名の通知（指名競争契約）をして事業者に応し込みをさせ、「競争」に付さなければならない。

- 「競争」は、原則として入札により行わなければならない。

2. 競争契約（一般競争契約、指名競争契約）

1. 競争契約の流れ

○国の競争契約は、会計法及び予決令に基づき、以下のような流れで締結・履行されることが定められている。そして、段階ごとに事業者は所要の手続をとることとなる。

（注1）指名競争の場合は「②公告・入札」の公告に代わり、「指名の通知」が行われる。

（注2）随意契約においても、④、⑤の手続は発生する。

○段階ごとの手続の詳細は、各省庁の公示等で定められている部分も多い。

【競争契約の流れ】

①競争入札参加資格審査	各省庁は、入札参加資格を定めた場合、入札に参加しようとする者の申請を待って審査を行う。	会計法 29 条の 3 第 2 項、 予決令 72 条第 1 項、2 項(一般)、 95 条第 1 項、2 項 (指名)
②公告、通知／入札	一般競争契約の場合、各省庁は「公告」により競争を行う旨を周知。 指名競争契約の場合、各省庁は競争参加者を指名し、指名する者に「通知」。事業者は「入札」により契約の申込み内容を表示する。	会計法 29 条の 5 第 1 項、 予決令 74 条 (公告)、97 条 (通知)
③開札・落札	入札を開披し、契約の相手方を決定する。	会計法 29 条の 6 第 1 項
④契約の締結	契約書を作成し、記名・押印を行う。	会計法 29 条の 8 第 1 項、2 項
⑤監督及び検査	各省庁は、工事の進行又は物件の製造途中において監督を行い、完成された工事、納入された物品等の検査を行う。	会計法 29 条の 11 第 1 項、2 項、 予決令 101 条の 3、4、9

2. 競争入札参加資格審査

(1) 資格審査の概要

- 一般競争契約の場合、各省庁の長（又はその委任を受けた職員）は、
- ・ 契約の種類（工事、製造、物件の買入れその他）ごとに、
 - ・ 金額に応じて、
 - ・ 工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について、
- 必要な資格を定めることができる。

（注）指名競争契約の場合は、必要な資格を定めることが義務となる。

- 資格を定めた場合、入札参加希望者が資格を有するか、審査を行わなければならない。審査は申請を待って、定期に又は必要に応じて随時行う。

- 審査結果は事業者には通知されるとともに、各省庁は資格者の名簿を作成する。

(2) 建設業者の審査方法

- 公共工事の発注機関は、客観的事項と主観的事項についての審査結果を点数化して順位付け、格付けをする。このうち、客観的事項の審査が「経営事項審査」と呼ばれる。

- 公共性のある施設・工作物に関する建設工事で国、地方公共団体の発注者から直接請け負う建設業者は、経営事項審査の対象となる。

（注）経営事項審査は「経営状況」と「経営規模、技術的能力その他の客観的事項」について審査を行う。このうち、「経営状況」の分析については、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行っている。

(3) 各省庁の競争参加者の資格審査の統一化

- 競争に参加しようとする者の負担軽減を図るため、物品の製造、販売、買受け及び役務の提供等の契約に係る資格審査に係る事務、その審査基準について、平成13年4月から全省庁統一で行うものとされた。

- 統一資格を有する者の名簿は各省庁に有効な統一名簿となった。

（注）いずれか一省庁に申請書を提出すれば、その資格は希望する地域に所在する各省庁の調達機関において有効な統一資格となり、その名簿は公開されている。

3. 公告、通知／入札

(1) 公告（一般競争契約）

○公告とは、一般競争を行う旨を不特定多数の者に知らしめることをいう。

官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならず、近年はホームページによる公告も併用されている。

○公告については、以下事項について行う旨、予決令に定められている。

- ・競争入札に付する事項
- ・競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ・契約条項を示す場所
- ・競争執行の場所及び日時
- ・会計法第二十九条の四第一項 の保証金（以下「入札保証金」という。）に関する事項

(2) 通知（指名競争契約）

○通知とは、指名競争契約において、一定の指名基準によって競争参加者を指名し、公告の内容に相当するものを指名する者に通知することをいう。

(3) 入札

○入札とは、競争に加わる者に、文書によって契約の申込み内容を表示させることをいう。

○入札に際して、事業者は、発注者が入札公告で定めた各種書類を提出することとなる。

4. 開札・落札

(1) 開札・落札の原則

○開札とは、全部の入札を開披し、発表することをいう。

○開札時に、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込をした者が契約の相手方となるのが、落札決定の原則となる。

(2) 総合評価落札方式

- 落札には、「総合評価落札方式」という方式もある。これは、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、発注者にとって最も有利なものをもって申込をした者を契約の相手方とすることができる方式となる。
- 本方式は、工期・安全性など価格以外の要素を価格と併せて評価するため、最低価格で応札した者が必ずしも落札者になるとは限らない。
- 本方式による場合、事業者は価格以外の要素を評価するための資料の提出が必要となる。

5. 契約の締結

- 国が締結する契約については、原則として、契約書を作成する。
- 契約書を作成する場合においては、契約書に双方が記名押印しなければ、その契約は確定しない。

6. 監督及び検査

- 契約の適正な履行を確保するため監督及び検査を行う。
- 監督は、請負契約の履行の途中において、契約の適正な履行を確保するため立会い、指示その他の適切な方法により行う。
- 検査は、契約の履行の最終段階において、給付の内容（品質、性能、数量等）が契約の内容に適合しているか、給付の完了を確認するため、契約書、仕様書などに基づいて行う。
- 契約代金の支払いについては、検査を完了した場合に作成する検査調書に基づかなければこれをすることができない。